

告示

埼玉県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安戸・田宮土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井 和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	風見 文男	同 才羽千九百十一番地
同	張ヶ谷 一郎	同 本島二千三百四十一番地
同	金久保 昭二	同 佐左エ門千二百三十二番地
同	日下部 行雄	同 幸手市大字戸島千九百五番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	田中正俊	同 北葛飾郡杉戸町大字並塚五百八十番地
同	赤沼 正夫	同 同 堤根五十三番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井 和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	山崎 利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	鈴木 昭男	同 同 佐左エ門六百九十番地
同	秋山 勝彦	同 同 大塚九十七番地
同	篠崎 隆男	同 幸手市大字戸島百十三番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	赤沼 正夫	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根五十三番地
同	田中正俊	同 同 並塚五百八十番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地